



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

監査事務所検査結果事例集 ～検査官の視点～

公認会計士・監査審査会
主任公認会計士監査検査官

アジェンダ

1. 審査会検査の概要
2. 監査事務所検査結果事例集について
3. 検査結果の概要
4. 指摘事例の概要及び事例
 - ・根本原因の究明、品質管理
 - ・個別監査業務
 - (1) リスク評価及び評価したリスクへの対応
 - (2) 監査証拠
 - (3) 会計上の見積りの監査
 - (4) グループ監査
 - (5) 財務諸表監査における不正

審査会検査の概要

審査会検査の概要

検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、**公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点**から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が行う監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務（以下「監査業務」という。）の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

審査会検査の概要

検査対象先

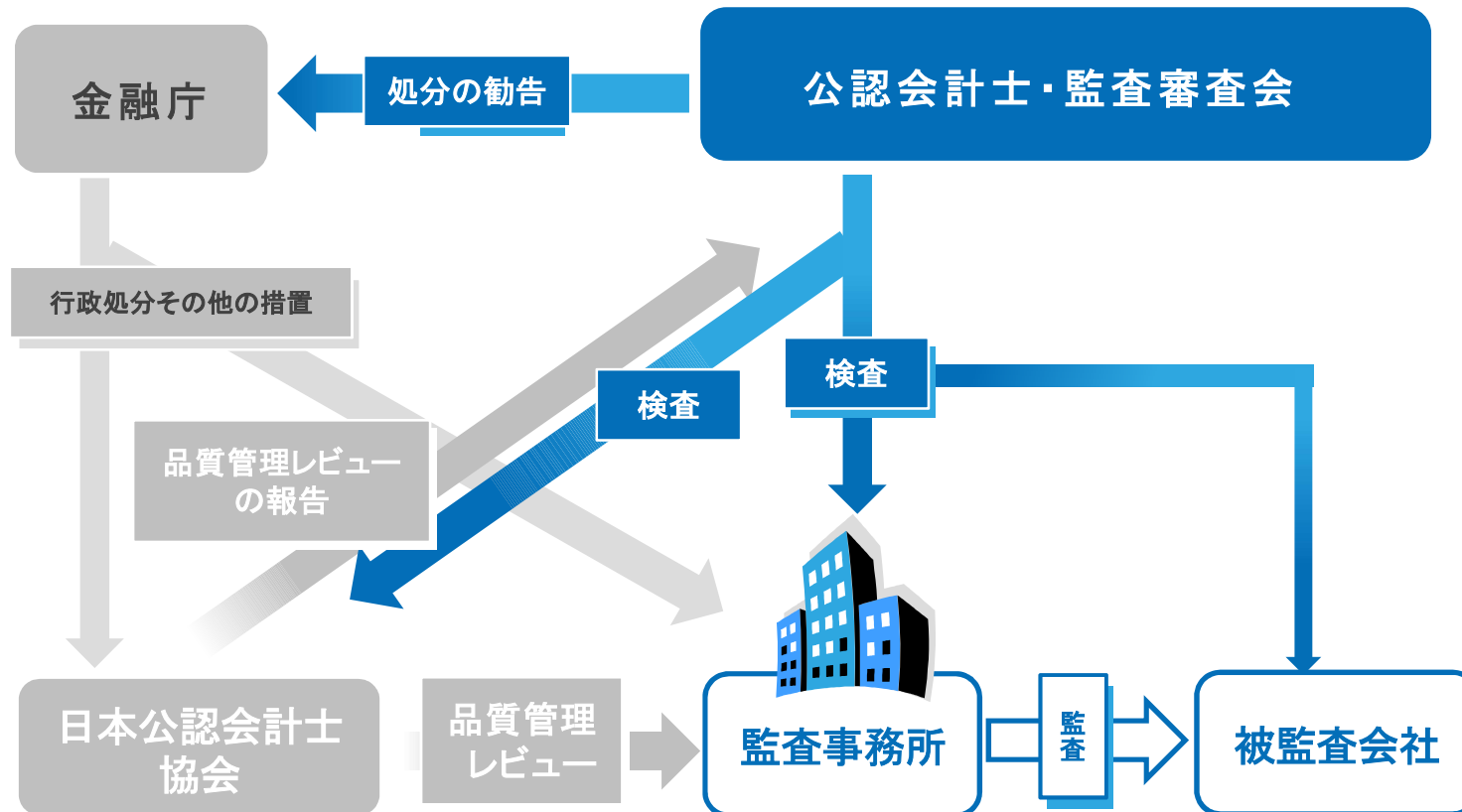
審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおり

(1) 協会(法第46条の12 第1項)

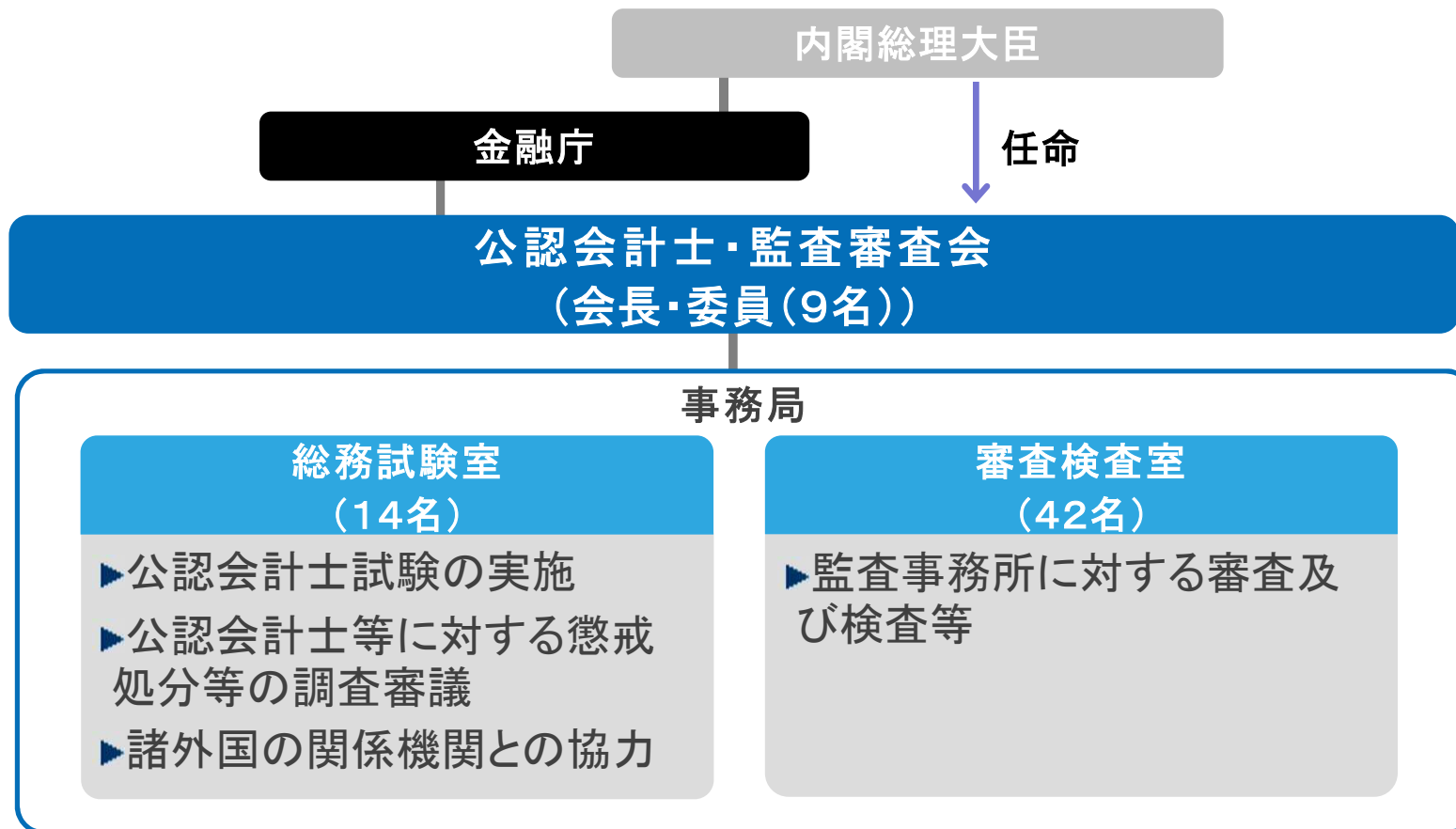
(2) 監査事務所(法第49条の3第2項)

(3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所
(法第49条の3第2項)

審査会検査の概要



審査会検査の概要



審査会検査の概要

検査結果

公益又は投資者保護に資するため、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案は、勧告後、原則として公表

検査実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
検査先	13事務所	15事務所	9事務所
勧告の状況	1事務所	5事務所	4事務所

審査会検査の概要

平成27事務年度における主な動き

- ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言
- ・公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上
- ・監査事務所等モニタリング基本方針
- ・平成28事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

審査会検査の概要

監査役会等に関する記載

1. 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

- ・監査役会等による監査人の評価が、株主に対して適切に開示される必要性について言及

2. 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上

- ・監査役会等が会計監査人を選任するにあたり、検査結果を有効に利用できるように検査結果通知の記述の仕方やその他情報提供について一層工夫する必要性について言及

→監査の品質の見える化として検査結果通知の記述方法について、監査役会等にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図る

審査会検査の概要

検査基本計画

(1) 大規模な監査法人に対する検査

- ・組織の末端までの品質管理の定着の状況（特に、従たる事務所の業務運営等の検証）
- ・IPOに関する監査
- ・グループ監査の状況の検証
- ・不正リスクへの対応状況の検証

(2) 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

- ・組織としての一体性
- ・グループ監査（特に、海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション）

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

- ・組織の一体性など経営管理・業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社の国際化などへの対応

監査事務所検査結果事例集の 概要

監査事務所検査結果事例集について

概 要

- 平成20年2月に公表して以来、毎年改訂。本年度は平成28年7月に公表
- 審査会としての監査の期待水準を提示するとともに、上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提示を目的
- 外国監査法人や外国当局に向け、英語版も公表

監査事務所検査結果事例集について

主な改訂ポイント

- 昨年版に対して実施したアンケートの内容を反映
- 「根本原因の究明」及び「品質管理編」については大手監査法人とそれ以外の監査法人に分けて記載
- 事例について、被監査会社をめぐる事業環境や監査の状況などを可能な範囲で記載
- グループ監査や財務諸表における不正などを中心に記載を充実
- 参考資料として、監査法人の概況（平成28年版モニタリングレポート）を添付
- 参考資料「監査役等から会計監査人に対する質問例」について、監査役協会より資料が公表されたため今年度は添付せず

監査事務所検査結果事例集について

取締役、監査役、投資家等の皆様へ

- コーポレートガバナンス・コードに関する言及
- 監査役等において、本事例集を十分に活用し、外部会計監査人における品質管理の状況及び品質管理レビューや、審査会検査の結果等について、積極的に質問することなどにより、外部会計監査人の適切な評価や十分な監査時間の確保等を行い、適正な外部会計監査が行われることを期待
- 「監査事務所の概況(平成28年度モニタリングレポート)」の説明

検査結果の概要

指摘事例の概要及び事例

I . 根本原因の究明

II . 品質管理

根本原因の究明（原因分析の必要性）

原因分析の必要性

- 原因分析を行い、改善につなげることが目的
- 監査事務所自らが、問題点を理解して改善を行うことが必要
- 大手監査法人とそれ以外の監査法人によって傾向が異なる
- 未発見の不備が存在する可能性
- 直接的な原因に対応するだけで、本質的な改善につながらない

根本原因の究明（原因分析の必要性）

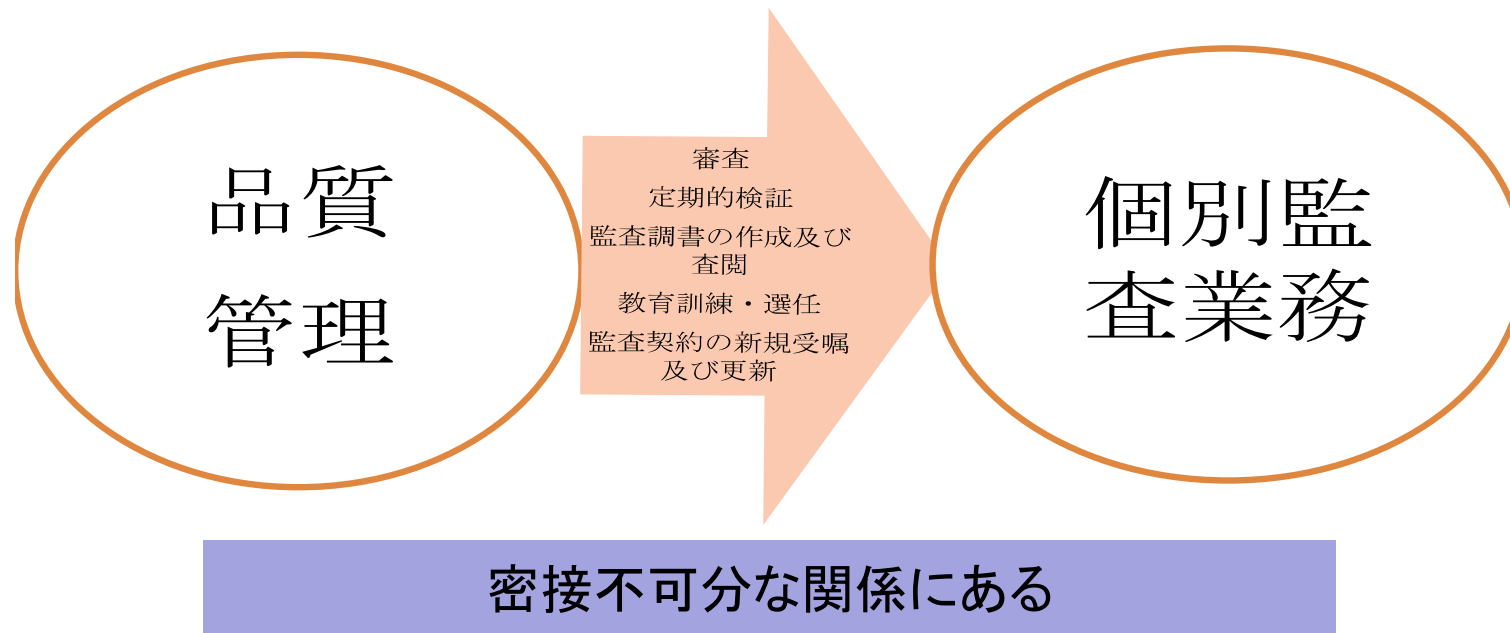
根本原因の事例

- 大手監査法人
 - － 品質管理に対する認識不足
 - － 改善策の検証が不十分
- 中小監査事務所
 - － 監査事務所の経営管理態勢、経営方針（評価・報酬等の動機付けの方針を含む）またはビジネスモデルに関する事例
 - － 最高経営責任者、品質管理担当者及び業務執行社員による品質管理に対する取組に関連する事例
 - － 各社員の職責に対する自覚、社員間の牽制に関連する事例

品質管理業務

組織的監査の実施

- 品質管理システムを整備し運用する目的は、組織としての監査業務の品質を合理的に担保するもの
- 品質管理システムの整備が形式的になっていないか



品質管理業務

大手監査法人

- 品質管理体制に関する不備は近年減少している
 - しかし、個別監査業務における不備については一定数以上検出されている
- 品質管理業務の運用面に対してなんらかの問題があるのではないか
- 改善案を組織全体に浸透させるための取組に問題があるのではないか
 - 部門や監査チーム間の能力の格差に対応していないのではないか
 - 監査チームが本部の指導やマニュアル等に依存し、監査の品質向上に向けて主体的に動いていないのではないか

品質管理業務

中小監査事務所（準大手監査法人含む）

- 品質管理のシステムの整備・運用の両面にわたって、引き続き広範な領域で不備が検出されている
- 個人の能力に依拠した運営がなされている場合、所属するメンバーの意識・能力水準に監査業務の品質管理の水準が依拠してしまう
 - 最高経営責任者自体の認識や知識に問題のあるケースもある
- 準大手監査法人について、合併などによる規模の拡大に品質管理体制が追いついていないケースがある。

品質管理業務

品質管理業務に関する主な指摘(中小監査事務所)

- 法令遵守: 監査法人の社員要件(社員の総数の過半数が公認会計士の登録をした後、3年以上監査証明業務に従事している者)
 - ⇒ 中小監査事務所でこの基準を満たしていないケースが複数あり
- 監査契約の新規受嘱
- 監査調書の作成及び査閲、審査、定期的な検証に係る不備は減少せず
 - ⇒ 個別監査業務の品質改善に直接寄与する品質管理システムの運用改善は進んでいない(実効性なし)
- 非常勤者の管理(教育訓練、情報セキュリティ)に関する指摘が複数見られる

監査役等との連携

会計監査人と監査役等との連携

- 「品質管理レビューにおいて重要な指摘を受けていない」旨を口頭で通知している事例
- 改定監査委員会報告260「監査役等とのコミュニケーション」に留意する旨の記載

個別監査業務

リスク評価及び評価したリスクへの対応 (リスク・アプローチ)

不備事例の概要

- ・ リスク・アプローチ: 財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性に応じて、監査手続を立案実施する

① **リスクの識別** (重要な虚偽表示リスクの識別に当たって、必要な情報を入手し、適切に検討しているか)

② **監査手続の立案** (監査リスク、証拠力を考慮した上で、監査手続の実施時期、範囲、深度が定められているか)

→ ①、②双方に不備が認められている。

- ・ リスク評価、監査計画、監査手続に**首尾一貫性がな**
い

リスク評価及び評価したリスクへの対応 (リスク・アプローチ)

不備事例(監査計画の立案)

(企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価)

監査チームは、被監査会社が重要な収益事業として、製品販売事業のほか商品販売事業を行なっていることを識別し、各事業の業務プロセスはそれぞれ異なるものと理解している。そのような中、監査チームは、製品販売事業に対しては識別すべき虚偽表示リスクの存在を評価している一方で、商品販売事業に関して、識別すべき重要な虚偽表示リスクが存在するか評価していない(p67)

- － 虚偽表示リスクについて、業務プロセスごとに識別しているか
- － アサーションレベルで虚偽表示リスクを識別しているか

リスク評価及び評価したリスクへの対応 (リスク・アプローチ)

不備事例(監査計画の立案)

- 監査チームは、期首に策定した監査計画において、前期の財務諸表数値を基に、実証手続を実施すべき重要な取引種類、勘定残高及び開示等を決定している。しかしながら、監査チームは、期中において被監査会社の企業環境や業績が悪化しているにもかかわらず、監査計画の見直しを行っていない(p67)
- 監査チームは、被監査会社及び子会社が保有する上場株式を、被監査会社グループの関連当事者である大株主に売却した取引について、通常取引の過程から外れた関連当事者との重要な取引として認識しているにもかかわらず、特別な検討を必要とするリスクとして識別していない(p68)

リスク評価及び評価したリスクへの対応 (リスク・アプローチ)

リスク・アプローチに基づく監査計画に不備が生じる 原因

原因

- ・業務執行社員のリスク・アプローチ理解不足や監査計画への関与不足
- ・リスク感度が低い、経験が不足している
⇒職業的懐疑心の保持・発揮が不足
- ・評価したリスクとそれに対応する監査手続が合致しておらず、監査証拠の適切性、十分性、証拠力を考慮して、監査計画を立案する意識や姿勢に欠ける

監査証拠(概要)

不備事例の概要⇒過年度から指摘されている不備事例が本年度においても多く見られる

(ex 昨年までの主な指摘事項)

- ✓ 実施した監査手続や入手した監査証拠が、評価したリスクに適合していない
- ✓ 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、質問のみで監査手続を終了
- ✓ 他の監査証拠との矛盾や異常点を識別しているが、追加的な監査手続を実施していない
- ✓ 分析的実証手続の要件を満たしていない(前期比較、月次推移で終わっている)
- ✓ 重要な虚偽表示リスクに対して十分な監査証拠を入手していない
- ✓ 母集団全体の結論を得るための適切なサンプルを抽出していない
- ✓ 被監査会社が作成した情報の利用に際し、正確性及び網羅性を評価していない

監査証拠(概要)

- 当事務年度においては、十分かつ適切な監査証拠のほか、経営者の利用する専門家の業務、企業が作成した資料の正確性・網羅性、分析の実証手続及び監査サンプリングなどにおいて不備を検出している
- 分析の実証手続については、大手・中小ともに不備を検出している
- 監査サンプリングについて、特に中小を中心にサンプリング数の根拠について説明できないケースがある
- 引き続き、文書化の不備として抗弁する検査先がある

監査証拠(事例)

(十分かつ適切な監査証拠)

- 監査チームは、商品について適切な評価減が実施されないリスクを特別な検討を必要とするリスクとして識別しているが、収益性が低下している可能性のある販売実績が赤字の商品や販売実績がない商品について、被監査会社に対する販売可能性に係る質問において「当該商品は簿価を超える価格で販売可能である」との回答を得たことをもって、棚卸資産の評価に問題はないとし、質問以外の監査手続を実施していない(p73)

(経営者の利用する専門家の業務)

- 監査チームは、被監査会社が実施した本社資産の減損損失の測定の妥当性の検討において、被監査会社が不動産鑑定士より入手した鑑定評価額を利用している。しかしながら、監査チームは、当該不動産鑑定士の適性や能力及び客観性について検討していない。また、監査チームは、当該不動産鑑定士が鑑定評価にあたり使用したデータの正確性や仮定の合理性、鑑定評価方法の妥当性について検討していない(p75)

監査証拠(事例)

(企業が作成した資料の正確性・網羅性)

- 監査チームは、仕掛品の評価の検討において、期末残高が一定金額以上の仕掛品について評価減の必要性の検証に際して、被監査会社が作成した「仕掛品管理表」を参照し、仕掛品毎に見積原価総額が販売見込額を上回っていないことを確かめているものの、当該検証に用いた、「仕掛品管理表」記載の下記の情報について、記載金額の信頼性を確かめるための監査手続を実施していない(p76)
 - ・販売契約未締結案件に関する被監査会社が見積もった販売見込額
 - ・見積原価総額の算定において被監査会社が見積もった追加コスト

(企業が作成した資料の正確性・網羅性)

- 監査チームは、仕掛品の評価の検討において、期末残高が一定金額以上の仕掛品について評価減の必要性の検証に際して、被監査会社が作成した「仕掛品管理表」を参照し、仕掛品毎に見積原価総額が販売見込額を上回っていないことを確かめているものの、当該検証に用いた、「仕掛品管理表」記載の下記の情報について、記載金額の信頼性を確かめるための監査手続を実施していない(p76)
 - ・販売契約未締結案件に関する被監査会社が見積もった販売見込額
 - ・見積原価総額の算定において被監査会社が見積もった追加コスト

監査証拠(事例)

(分析的実証手続における不備事例)

- ・ 監査チームは、売上高の分析の実証手続の推定値として、国内市場の公表外部データや分析対象とする期間と異なる期間の外部の公表データ、また、被監査会社の事業部別予算等を使用している。しかしながら、推定値算定のために使用した外部の公表データの信頼性の検討において、被監査会社の売上高の多くを海外売上が占める中、推定値として、国内市場の外部の公表データを使用することの合理性を検討していない。また、別の事業において、年間を通じた売上に関する分析の実証手続を実施しているが、対象期間が9か月間相違している公表外部データを使用することの合理性を検討していない。さらに、各事業部別の売上予算について、承認プロセスを確認するのみで、予算自体の信頼性を検討していない。(p78)

会計上の見積りの監査(概要)

引き続き多くの不備が検出されている。

(ex) 昨年までの指摘事項

- ✓ 経営者の仮定の合理性について十分に検討していない
- ✓ 事業計画の合理性の検討において、監査手続を質問のみで終了し、具体的な証拠により確かめていない
- ✓ 繰延税金資産の回収可能性の検討における会社区分について、監査委員会報告第66号(現企業会計基準適用指針第26号)を考慮して検討していない

会計上の見積りの監査(概要)

- 当事務年度においては、主に経営者の仮定の合理性、のれん、繰延税金資産の回収可能性などの項目において不備を検出している
- なお、のれんについては、買収案件の増加に伴い、国内外問わず、また、監査事務所の規模問わず不備を検出している。

会計上の見積りの監査(事例)

(経営者の仮定の合理性)

- 被監査会社は、繰延税金資産の回収可能性と固定資産の減損を検討するにあたり、同一の予算を用いて検討を行っていたが、繰延税金資産の回収可能性については、翌年度の予算の達成可能性に疑義があるため、繰延税金資産を計上しないとする一方、固定資産の減損の検討に当たっては、予算は達成可能のため減損は不要としており、**会計上の見積りに係る経営者の判断に不整合が生じている**。しかしながら、監査チームは、会計上の見積りにおいて、同一の期間に対する業績見通しに対する評価が異なるという、**経営者の仮定における不整合が存在していることについて、合理的であるかを検討していない**(p87)

会計上の見積りの監査(事例)

(減損の兆候の検討)

- 被監査会社は、子会社における固定資産の減損の兆候判定において、過年度は赤字が継続していたものの、当期に黒字に転換したことをもって減損の兆候はないとしているが、監査チームは、決算期末直前に生じた受注の急減など、固定資産の減損の兆候判定で求められるその他の事項に関して検討を行っていない(p91)

会計上の見積りの監査(事例)

(のれんの償却期間の検討、及び減損の兆候)

- 被監査会社は、期中における企業の買収に際して、多額ののれんを計上している。このような中、監査チームは、被監査会社が主張するのれんの償却期間5年の検討について、「20年以内であることをもって妥当とする」とするのみで、**のれんの効果の及ぶ期間や投資の合理的な回収期間など、のれんの償却期間の妥当性について検討していない**。また、会計基準において、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額になる場合には、企業結合年度においても減損の兆候が存在する場合があるとされているにもかかわらず、**購入時の収益計画を比較することなどなく、取得した子会社が単体の営業利益を計上していることをもって減損の兆候がないものとしているなど、会計基準に則した減損の可否の検討を行っていない(p93)**

会計上の見積りの監査

不備が継続して発生する原因

原因

- ・職業的懐疑心の保持・発揮不足
- ・事業計画の実現可能性など経営者の主張に対する客観的な評価を行わない。
- ・会計上の見積りにおいて必要とされる要求事項に対する理解不足

グループ監査

- 国内外の子会社等における不正事例の発覚等に伴い、監査法人の規模を問わず、グループ監査の重要性が増していることから、当年度より項を新設した
- 重要な構成単位の識別上の問題や、構成単位の監査人とのコミュニケーションについて不備を検出している
- 監査事務所全体として監査チームを支援する体制の整備の必要性を指摘している

グループ監査(求められる対応)

- 海外に重要な構成単位が存在する場合には、グループ監査チームは、海外の重要な拠点の状況を把握したうえで、起因するリスクを適切に識別することが求められる
- 通常の監査にて要求される知識や経験に加え、海外の構成単位の監査人への指示のための語学能力や特定の国に係る会計制度に関する知識等、状況に応じ、適切なグループ監査の実施に際し要求される付帯的能力等を満たすことが求められることに留意が必要である
- 監査事務所としても、グループ監査の品質の維持・改善に向け、業務執行社員も含む監査実施者の選任に留意する必要がある、また、海外の構成単位の監査人の構成が複層的になるなど複雑化する場合や、特に同一のネットワーク以外の海外の構成単位の監査人が関与する場合においては、監査事務所は、グループ監査チームが実施する海外の構成単位の監査人への指示・監督・報告結果の評価や、買収等による新規の関係会社に関する被監査会社の管理態勢の把握等に対し、適切な指導及びサポート体制の構築といった取組を行う必要がある

財務諸表監査における不正

- 指摘数については、増加傾向にある
- 経営者が関与する粉飾決算は、多額の虚偽表示を伴うことが多く、社会的な影響が大きい
- 社会的に関心の高いテーマであり、審査会検査でも不正については、重点的に検証している。
- 大手監査法人、中小監査事務所問わず発生
- IPO企業における不正事例が散見される
- 当事務年度においては、主に不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価、仕訳テスト、重要な取引の事業上の合理性、収益認識に対する不正リスクの対応、関連当事者取引などで不備を指摘している

財務諸表監査における不正

不備事例の概要

職業的懐疑心の保持・発揮不足

・機械的に収益認識だけに不正リスクを識別している

・収益認識や会計上の見積り項目に不正リスクを識別しながら、対応手続が不十分

・関連当事者取引や通例でない取引を識別しながら、不正リスク、監査チーム内の状況共有及びリスク対応手続の評価が適切に実施されていない

・被監査会社の事業活動・業界慣行の理解や不正リスク要因の分析が不十分

財務諸表監査における不正

内部統制の無効化に関係したリスク対応手続

仕訳テスト

- 仕訳テストの実施（期末時点は必須、期中を通じて仕訳テストを実施するかを検討）

経営者の偏向

- 個々には合理的であるとしても、不正による重要な虚偽表示リスクとなるような経営者の偏向が存在する可能性の評価
- 会計上の見積りに関連する経営者の仮定及び判断を遡及的に検討

通例でない取引（関連当事者取引含む）

- 取引の事業上の合理性を評価（不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性）

財務諸表監査における不正（事例）

（収益認識における不正リスクへの対応、経営者の偏向）

- 監査チームは、収益認識に際して、見積総原価額を用いて収益を計上する工事進行基準売上の発生および正確性を不正リスクとして識別しているにもかかわらず、被監査会社が見積総原価額を増額したことにより粗利益が僅少となった案件について、変更後見積総原価額と被監査会社の内部資料に記載された見積総原価額との突合及び担当者への質問を実施するのみで、実証手続を実施していない。また、監査チームは、被監査会社が過年度に算定した見積額と当年度の実績額又は再見積額が相違する状況が複数見られるにもかかわらず、見積総原価の変更の適時性や見積りの仮定の合理性等を遡及的に検討する等、経営者の偏向に対する手続を実施していない（p108）

財務諸表監査における不正（事例）

（不正リスクへの対応）

- 監査チームは、被監査会社が急成長の段階にあり、収益及び利益を大きく見せたいというインセンティブが非常に強く働いていることを認識している中、不正リスクとして経済合理性の不透明な売上取引が発生するリスクを識別している。また、被監査会社の売上が大きく増加している中、通例でない売上取引を複数識別している。しかしながら、監査チームは、上記の売上取引のうち、**原材料の転売取引について、販売価格の妥当性や預り売上を計上することの合理性などを検討していない**。また、**商品の売却取引に関して、支払条件が変更されていることの合理性を検討していない**。さらに、監査チームは、上記の取引が、不正な財務報告を行うために行われた可能性を示唆するものであるかどうかを評価していない（p108）

財務諸表監査における不正

不備が生じる原因

原因

- ・被監査会社には不正は発生しないと信じたいと思っている、経営者は誠実だと思い込んでいる
⇒職業的懐疑心の保持・発揮不足

- ・不正リスクの発生態様を被監査会社に応じて想定できていない

- ・不正リスク対応手続においては、より強い証拠を入手することが必要であるにもかかわらず、これを念頭において監査計画の立案をしていない

(参考) 監査役等とのコミュニケーション等

監査基準委員会報告260

13. 監査人は、計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。これには監査人により識別された特別な検討を必要とするリスクが含まれる。(A10項からA14項参照)

A12. コミュニケーションを行う事項には、例えば、以下が含まれる。

- ・ 不正又は誤謬による、重要な虚偽表示に係る特別な検討を必要とするリスクへの監査人の対応
- ・ 特別な検討を必要とするリスク以外に識別している重要な虚偽表示リスクが高い領域への監査人の対応
- ・ 監査に関連する内部統制についての監査人の監査アプローチ
- ・ 監査に適用される重要性の概念(監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」参照)
- ・ 監査人の利用する専門家の業務の利用を含む、計画した監査手続の実施又はその結果の評価において必要となる、特定分野での技能又は知識の内容及び範囲(監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」参照)

(参考) 監査役等とのコミュニケーション等

監査基準委員会報告260

A13. 監査計画上の事項で、監査役等と協議することが適切なその他の事項には、例えば、以下が含まれる。

- ・ 企業が内部監査機能を有する場合、監査人が内部監査を利用する程度、及び監査人と内部監査人が効果的かつ効率的に連携して業務を行うための方法
- ・ 以下に関する監査役等の見解
 - 企業統治の構造に照らして監査人がコミュニケーションを行うことが適切な監査役等
 - 監査役等と経営者のそれぞれの責任
 - 企業目的及び戦略並びにこれらに関連して重要な虚偽表示リスクとなる可能性のある事業上のリスク
 - 監査役等が、監査の実施中に特別に留意することが必要と考える事項、及び追加手続の実施を要請する領域
 - 規制当局との間のコミュニケーションのうち重要な事項
 - 監査役等が財務諸表監査に影響を与える可能性があると考え他の事項

(参考) 監査役等とのコミュニケーション等

監査基準委員会報告260

A13. 監査計画上の事項で、監査役等と協議することが適切なその他の事項には、例えば、以下が含まれる。

- ・ 以下に関する監査役等の態度や姿勢、並びに実際の行動
 - 内部統制及びその重要度（監査役等が内部統制の有効性を監視する方法を含む。）
 - 不正の発見又はその可能性
- ・ 会計基準、企業統治の慣行、取引所の上場基準及び関連する事項の動向に対応するための監査役等の行動
- ・ 以前に監査人で行ったコミュニケーションへの監査役等の対応

(参考) 監査役等とのコミュニケーション等

会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針

1-1 監査法人の品質管理に問題はないか。

1-2 監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。

2-2 監査チームは職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているか。

2-3 監査チームは会社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成され、リスクを勘案した監査計画を策定し、実施しているか。

4-1 監査チームの責任者及び現場責任者は監査役等と有効なコミュニケーションを行っているか。

(参考) 監査役等とのコミュニケーション等

会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針

6-1 海外のネットワーク・ファームの監査人若しくはその他の監査人がいる場合、特に海外における不正リスクが増大していることに鑑み、十分なコミュニケーションがとられているか。

7-1 監査法人の品質管理体制において不正リスクに十分な配慮がなされているか。

7-2 監査チームは監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監査計画が適切に実行されているか。

7-3 不正の兆候に対する対応が適切に行われているか。